

# 議 事 運 営 規 程

## (目 的)

第1条 この規程は、埼玉県公立小中学校事務職員研究協議会会則（以下「会則」という。）附則第1条の規程に基づき、本会の決議機関（以下「会議」という。）の議事運営について必要な事項を定めることを目的とする。

## (会 員 数)

第2条 総会における会員数は、前年度会費納入数とする。

## (資 格 審 査)

第3条 総会並びに評議員会の資格審査は、次のとおりとする。

- (1) 総会における資格審査は、総務担当が当るものとする。
- (2) 評議員会における評議員の資格審査は、正副理事長が当るものとする。

## (会 議 の 成 立)

第4条 総会は、会員の過半数をもって成立する。但し、委任状を提出した会員については出席者とみなす。評議員会は、資格審査を経た構成員の過半数の出席をもって成立する。

- (1) 総務担当は総会の成立を報告しなければならない。
- (2) 正副理事長は評議員会の成立を報告しなければならない。

## (議 事 の 運 営)

第5条 総会においては、議事運営委員会を設けて議事の運営に当る。

2 議事運営委員会は、会員の中から各支部1名を選出し、委員の互選により委員長をおく。

3 議事運営委員会は、次の事項を行う。

- (1) 議事団の選出に関すること。
- (2) 議事日程の編成と変更に関すること。
- (3) 動議の取扱に関すること。
- (4) その他議事運営に必要なこと。

4 評議員会においては、正副理事長が議事の運営にあたり、次の事項を行う。

- (1) 議長の選出に関すること。
- (2) 議事日程に関すること。
- (3) 動議の取扱に関すること。
- (4) その他議事運営に必要なこと。

## (議長の選出・定数)

第6条 議事団は、総会においては会員、評議員会においては評議員の中から選出するものとする。

2 議長団の定数は、次のとおりとする。

- (1) 総会においては、2名とする。
- (2) 評議員会においては、1名とする。

(議長の職務)

第7条 議長の職務は、次のとおりとする。

- (1) 議長は、会議の記録にあたる書記2名(但し評議員会は1名)及び議事録署名委員2名を指名する。
- (2) 議長は、会議の秩序を保持し、議事を整理して会議の運営にあたる。
- (3) 議長は、議案を上程するときは、その旨を告げ提案者にその提案理由を説明させる。

(発言)

第8条 会議で発言する場合は、議長の指名を得なければならない。

- 2 発言は、すべて議題の外にわたり、又はその範囲を越えてはならない。
- 3 質疑にあたっては、原則として意見を述べることはできない。

(動議)

第9条 総会において、動議を提出する場合は、提案者、その案件、提案理由、賛同者を文書により議事運営委員会に提出しなければならない。

- 2 評議員会において、動議を提出する場合は、提案者がその案件の提案理由を正副理事長に提出しなければならない。

(議事進行)

第10条 議事運営委員会が議事進行上、質疑・討論の打ち切り動議を提出したときは、必ずこの動議について会議の意見を問わなければならない。

- 2 議事進行に関する発言は直ちに取りあげなければならない。
- 3 議長は、議案に対する質疑が終わったと認めたとき討論に付する。
- 4 議長は、会議にはかって議事の質疑又は討論を省略することができる。

(議事の表決)

第11条 議長は、討論が終わったと認めたときは、その旨を告げ表決に付する。

- 2 議長は、表決を採るとき表決に付する議案を告げなければならない。
- 3 議長が、表決に付する議案を告げた後は何人も議題について発言することはできない。
- 4 表決は出席構成員の過半数によって決する。
- 5 表決にあたっては、その議題についての賛成を採るものとする。
- 6 表決の方法は、挙手または起立によって行うものとし、議長が必要と認めたときは無記名投票とすることができる。

但し、その議題について異議の有無を会議にはかり異議がないと認めたときは、表決を省略することができる。

(その他)

第12条 この規程の改廃は、会則附則第1条による。

付 則 この規定は、平成22年5月25日から改正実施する。